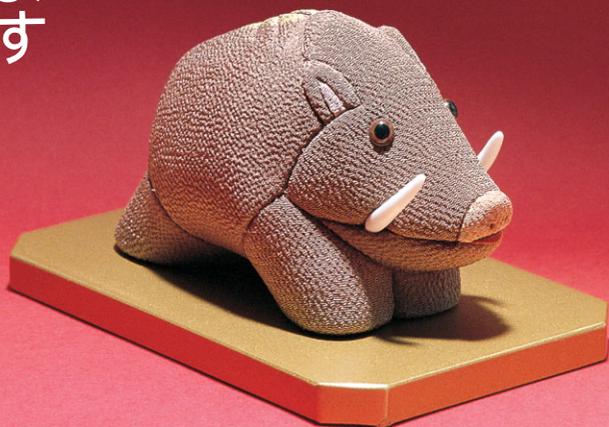


あけまして
おめでと
うございます



河合会計事務所



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワンポイント お酒の消費量日本一は？

1月はお酒を飲む機会が多く、飲みすぎに注意したいところですが、国税庁の平成16年度分都道府県別酒類販売（消費）状況によると、成人1人当たり年間消費数量の上位は、東京が120.4%でトップ、2位が高知の109.2%で、以下、大阪、新潟、秋田の順。ちなみに全国平均は88.5%となっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月22日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日



退職後の 医療保険



被保険者が退職後どの医療保険制度に加入するのかは、保険料負担と保険給付の内容を総合的に勘案して選択するとよいでしょう。

方法として、任意継続被保険者（以下、**任継**といいます）、国民健康保険（以下、**国保**といいます）の被保険者または被扶養者となる方法があります。
任継とは、「健康保険の被保険者資格を喪失した後も引き続き継続して、任意で健康保険の被

保険者になる」制度のことをいいます。つまり、被保険者の種類が強制被保険者から任意継続被保険者に代わるということです。

一方、国保は、市区町村の区域内に住所を有する人であって、健康保険等の被保険者や被扶養者になれない人などが被保険者となります。

今回は、政府管掌健康保険の**任継**及び**国保**の被保険者について掲げます。

Q1 任継の資格要件
任継の資格要件について教えてください。

A 資格喪失の前日（離職日）まで継続して二カ月以上被保険者

であったことが資格要件のひとつです。「二カ月以上継続」しているければなりませんので、二カ月分の保険料を納付しただけでは要件を満たしたことはありません。
たとえば一月二十一日に被保険者資格を取得した場合は、三月二

十日まで在職している必要があります。しかし、二月末日に離職する場合は、保険料は二カ月分徴収されますが、被保険者期間がまるまる二カ月ありませんので**任継**の要件は満たせないこととなります。この他資格喪失の日から二十日以内に申請することも要件です。ちなみに、**任継**となる期間は二

年間です。

Q2 保険料の算出方法

保険料は、どのようにして決められるのですか。

A 保険料算出方法は、次のとおりです。

1 任継の場合

離職時の標準報酬月額と二八万円を比べていずれか低い方の額に、保険料率（事業主負担がないため全額自己負担）を掛けた額が納付すべき保険料額となります。したがって、四〇歳未満の人は、標準報酬月額に千分の八二、四〇歳以上六五歳未満の人は千分の九四・三を掛けた額となります。

2 国保の被保険者の場合

国保の被保険者は、市区町村及び国民健康保険組合ですので、保険料額については、各被保険者が以下に基づき条例や規約により独自に定めています。

応能割：均等割、平等割
応益割：所得割、資産割

国保の保険料については、早めに市区町村の担当窓口にお問い合わせ、**任継**になった場合と比較検討しておくとういでしょう。

Q3 保険料の納付方法

保険料の納付方法について教えてください。

A 保険料の納付方法は、以下のとおりです。

1 任継の場合

保険料は本人が被保険者に直接、当月分を当月十日までに納付（保険料前納制度あり）します（自動引き落としにすると便利でしょう）。

ちなみに、**任継**の申請は住所地の社会保険事務所で行います。この場合、初回分の保険料については被保険者が指定する日（具体的に

は、任継の申請をした日)となり
ますので、申請日より二カ月分
徴収されることがあります。ス
ムーズに手続きするためにも、事
前に保険料額を確認しておくとい
でしょう。

2 国保の被保険者の場合

住所地の市区町村等から納付書
が送られてきますので、その額を
金融機関に振り込む等の方法で納
付します。

Q⁴ すでに国保に加入している家
族がいる場合

私の妻は自営業のため国保に加入
しています。退職後、任継にし
ようか国保に加入しようか迷って
います。なにを基準に選べばよい
のですか。

A 国保の保険料にも上限が設け
られていますので、まずその額を
確認するとよいでしょう。

国保の保険料算定の基礎となる
所得割は、世帯全員の所得の合算
額で決定されますので、国保を選
んだ方が保険料が安くなる場合が
あります。

とりあえず、住所地の市区町村

に金額を確認して決めるとよいで
しょう。

Q⁵ 任継の資格喪失

任継になると、自分から止めら
れないと聞きましたが、本当です
か。

A 本当です。任継が資格喪失で
きる理由は以下の理由に限られ、
任意で、いつでも資格を喪失する
ことはできません。

被保険者となった日から起算
して二年を経過したとき。

死亡したとき。

保険料を納付期日までに納付
しないとき。ただし、保険料
の納付の遅延について正当な
事由があると認められたとき
を除く。

就職して強制被保険者、任意
包括被保険者または船員保険
の被保険者となったとき。

なお、任継制度には保険料を督
促する規定がありませんので、保
険料を納付期限までに納付しない
場合は、自動的にその資格を失
います。

離職後の医療保険の保険料と給付内容の一覧表

	政管健保の任意継続被保険者			国民健康保険	
	被保険者	被扶養者			
保険料	医療分	82/1,000	なし		条例による
	介護分 (40歳未満)	なし	なし		なし
	(40歳以上65歳未満)	12.3/1,000	なし		条例による
	(65歳以上)	条例による			
保険給付の内容	療養の給付等・家族療養費		70歳未満	70歳以上	7割
	被保険者の年齢が 70歳未満	7割	7割	9割	
	70歳以上 現役並み所得者	7割	7割	7割	
	一般	9割	7割	9割	
	標準負担額(入院時食事療養費)	1食260円	1食260円		1食260円
	訪問看護療養費	と同じ	-		7割
	家族訪問看護療養費		と同じ		
	傷病手当金	あり	なし		条例による
	高額療養費	あり	あり		あり
	移送費	あり	-		条例による
	家族移送費	-	あり		
	埋葬料(埋葬費)	5万円	-		-
	家族埋葬料	-	5万円		-
	葬祭費	-	-		条例による
出産育児一時金	35万円	-		条例による (35万円)	
家族出産育児一時金	-	35万円			
出産手当金	あり	なし		条例による	

任意継続被保険者に対する傷病手当金と出産手当金は、平成19年3月末で廃止されます。

出産費貸付限度額が引上げ

政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者（以下、被保険者等といいます）が出産するときには、その被保険者等を対象に、出産育児一時金または家族出産育児一時金（以下、出産育児一時金等といいます）が支給されるまでのつなぎの資金として、無利子で出産費用をサポートする出産費貸付制度があります。

出産育児一時金等が、30万円から35万円に引き上げられたことに伴い、この貸付限度額も24万円から28万円に引き上げられました。

貸付の対象者は下記のとおりで、貸付額は1万円単位、出産育児一時金等の8割相当額である28万円の範囲内で希望する額です。

出産予定日まで1カ月以内の被保険者等
妊娠4カ月以上で、医療機関に一時的な
支払いが必要となった被保険者等

申請する人は、「出産費貸付金貸付申込書兼借用書」（申込書と借用書が別々のものもある）に下記の書類を添付して、社会保険協会（提

出は社会保険事務所も可）に提出します。申請用紙等は社会保険事務所においてあります。

イ 母子健康手帳の写し（妊婦氏名と出産予定日が記載されているページ）

ロ 健康保険被保険者証の写し（被扶養者が
出産する場合は被保険者と被扶養者の写し）

ハ 医療機関等が発行した出産費用の請求書
等（前記 に該当する女性は、添付不要）

ニ 出産育児一時金請求書（出産育児一時金の受領は（財）全国社会保険協会連合会（以下、連合会という）に委任することになりますので、請求書の委任欄に記名押印して提出します。請求書は確認できれば返してくれます。

返済は、出産後に社会保険事務所に出産育児一時金等の請求（連合会に委任してある請求書を用いる）をすると、連合会が請求者の代理で出産育児一時金等を受け取り、その一部を返済金に充て、残りが請求者の指定する金融機関の口座に振り込まれるしくみになっています。

試行雇用奨励金が拡充

改正職業能力開発促進法の施行に伴い、就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、試行雇用奨励金を受給できる事業主として、平成18年10月1日から、次の事業主が追加されました。

中小企業労働力確保法で規定した青少年雇用創出認定計画を作成した事業協同組合等の構成員たる中小企業者または同計画を作成した中小企業者

35歳未満の青少年または35歳未満の新規学卒者を、ハローワークまたは学校長の紹介により、期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、その労働者に対して、同青少年雇用創出認定計画に基づく改善事業を実施する事業主

ちなみに、試行雇用奨励金の額は、対象雇用労働者1人当たり月額5万円、最長で3カ月支給されます。

詳しくは、所轄ハローワークにお問い合わせ下さい。

給付制限期間中の就労

自己都合により離職したため失業保険の給付制限を受けている人の場合、給付制限期間中はアルバイト等の有無や収入額の多少にかかわらず、基本手当を受けることができませぬ。

給付制限期間経過後は、アルバイト等により収入がある場合、その収入に応じて基本手当が減額して支給されたり、不支給となることがあります。また、週の所定労働時間

が二〇時間以上、一年以上引き続き雇用される契約でアルバイトなどをした場合には短時間労働被保険者となりますので、この場合は、就労日以後基本手当は支給されませぬ。

この事実を偽って申告すると不正受給となります。新たな事業主が虚偽の届出や証明をした場合には、事業主は、不正受給者とともに受給額を返還しなければなりません。